

危険物取扱者保安講習（多摩地区）案内

東 京 消 防 庁

消防法第 13 条の 23 の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

多摩地区に居住又は勤務する危険物取扱者で製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「危険物施設」という。)において、危険物の取扱作業に従事している方

なお、危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者でも、希望により受講することができます。

2 講習区分

全区分（すべての危険物施設）

3 講習日時

平成 26 年 8 月 8 日(金)

13 時 00 分から 17 時 15 分まで（開場 12 時 00 分）

4 講習会場

明星大学青梅キャンパス 日本文化学部館 A V 講義室

青梅市長淵二丁目 5 9 0 番地（裏面の案内図参照）

5 講習科目等

(1) 危険物関係法令に関する事項

(2) 危険物の火災予防に関する事項

※ 講習終了後、効果測定を行います。

6 受講申請窓口等

(1) 申請場所 東京消防庁の各消防署、消防分署又は消防出張所

(2) 申請日時 平成 26 年 6 月 2 日（月）から平成 26 年 8 月 1 日（金）までの間

祝休日を除く月曜日～金曜日 9 時 00 分から 16 時 30 分まで

なお、定員になりしだい締切ります。空席の状況は、東京消防庁の各消防署、消防分署及び消防出張所に問い合わせるか、東京消防庁ホームページで確認できます。(http://www.tfd.metro.tokyo.jp/)

(3) 申請に必要な書類等

● 受講申請書 東京消防庁の各消防署、消防分署及び消防出張所に準備してあります。

● 交付を受けているすべての危険物取扱者免状

● 受講手数料 4, 7 0 0 円（非課税）

※ 申請時に提出した書類及び手数料は、一切お返ししません。

※ 講習指定日の変更は、認められません。

※ 講習で使用するテキストは、当日会場でお渡しします。

7 受講上の留意事項

- (1) 講習当日は、**受講票**、交付を受けているすべての**危険物取扱者免状**及び**筆記具**を必ず持参してください。
- (2) 講習受講のために提出された書類及び手数料は、一切お返ししません。
- (3) 車両で来場する場合は、**指定の駐車場（第3駐車場）**を使用してください。
- (4) 会場以外の場所への立ち入りは禁止します。
- (5) 座席は、指定になっています。会場ロビーで確認して指定された席にお座りください。
- (6) **遅刻・早退した場合**及び講義中に携帯電話を使用（通話、メール）する等の**迷惑行為**をした場合は、講習修了と認められません。新たに受講申請が必要となります。

問合せ先

東京消防庁の各消防署、消防分署及び消防出張所

東京消防庁 予防部 防火管理課 試験講習係 電話 03-3255-2945

公益財団法人東京防災救急協会 講習事業部 講習第一課 電話 03-5297-7383

講習会場案内図

